



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課） 1
- 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課） 2
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課） 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 5
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 5
- 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定の一部を改正する告示（建築指導課） 6

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（空港課） 8
- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施（建築指導課） 8
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 9
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） 9
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所） 9

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 11
- 沖縄県教育委員会職員服務規定等の一部を改正する訓令 12
- 沖縄県教育庁事務決裁規定等の一部を改正する訓令 13

公安委員会事項

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 14
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 14

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表 15

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 15

正 誤

- 令和 6 年 12 月 24 日付け公報定期第 5278 号中訂正 17

告 示

沖縄県告示第84号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 令和7年2月26日から令和8年2月25日まで

沖縄県告示第85号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 令和7年2月26日から令和8年2月25日まで

沖縄県告示第86号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
32447990001	豚	その他	チクケン アグー 842	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990002	豚	その他	チクケン アグー 844	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990003	豚	その他	チクケン アグー 912	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990004	豚	その他	チクケン アグー 913	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11662514034	牛	黒毛和種	美津北福	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11362347956	牛	黒毛和種	福美津久	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11362348229	牛	黒毛和種	玉1067	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11458643436	牛	黒毛和種	時空	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11458675147	牛	黒毛和種	幸和幸忠平	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

32447990005	豚	その他	カミヤ アグー 433	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990006	豚	その他	チクサン アグー 659	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990007	豚	その他	チクケン アグー 850	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990008	豚	その他	チクケン アグー 856	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
32447990009	豚	その他	チクケン アグー 859	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

沖縄県告示第87号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 伊江村地内（ミナト・ヨサシ原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年1月22日から同年7月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（稲福地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年11月29日から令和7年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第89号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市地内（屋敷原地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年9月30日から令和7年1月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和7年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣港伊原間線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字桴海桴海565番1から 石垣市字桴海桴海478番まで	12.8m ~ 19.3m	322.0m
新	石垣市字桴海桴海565番1から 石垣市字桴海桴海478番まで	12.8m ~ 19.3m	322.0m

沖縄県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
与那原(1)	与那原町字与那原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
糸満兼城	糸満市字兼城及び字潮平のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
潮平(3)	糸満市字潮平のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
与那原(1)	与那原町字与那原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
糸満兼城	糸満市字兼城及び字潮平のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
潮平(3)	糸満市字潮平のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1080号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西原町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 読谷村字儀間片江原465番地ほか678筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和7年2月12日 沖縄県指令土第100号

沖縄県告示第97号

平成16年沖縄県告示第51号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、令和7年2月28日から施行する。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第2項中「令和7年2月28日までの21年間」を「令和10年2月29日までの24年間」に改める。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年9月6日
- (2) 商号名 株式会社インストール沖縄
- (3) 代表者名 比嘉真三
- (4) 所在地 沖縄市池原三丁目2番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-6）第11507号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年9月12日
- (2) 商号名 株式会社秀工業
- (3) 代表者名 池間一仁
- (4) 所在地 浦添市城間二丁目7番3号コーポ浦添103号室
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14151号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、電気工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、電気工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年9月17日
- (2) 商号名 株式会社新洋建設工業
- (3) 代表者名 金城武司
- (4) 所在地 宜野湾市字佐真下62番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-01）第7031号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月17日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年9月18日
- (2) 商号名 合同会社マツダ建工
- (3) 代表者名 松田宏
- (4) 所在地 うるま市石川821番地15
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14599号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和6年9月20日
- (2) 商号名 有限会社仲村建設
- (3) 代表者名 喜友名朝司

- (4) 所在地 北谷町字桑江618番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4)第220号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年10月4日
- (2) 商号名 玉城空調設備
- (3) 代表者名 玉城博
- (4) 所在地 糸満市潮崎町三丁目15番地の19
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14520号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年10月4日
- (2) 商号名 三原工業
- (3) 代表者名 上原秀雄
- (4) 所在地 うるま市字平良川297番地3メゾン平良川102
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第10165号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年10月10日
- (2) 商号名 達磨工業株式会社
- (3) 代表者名 具志堅達也
- (4) 所在地 那覇市樋川1丁目35番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5)第14978号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和6年10月16日
- (2) 商号名 嘉陽組有限会社
- (3) 代表者名 嘉陽重壽
- (4) 所在地 今帰仁村字湧川589番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第800号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月16日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和6年10月25日
- (2) 商号名 大和テック
- (3) 代表者名 石原亮栄
- (4) 所在地 南城市大里字稲嶺1828番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14097号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和6年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10,000リットル級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和7年1月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- 5 落札金額 462,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年12月13日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和7年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和7年3月14日 午前10時開始
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部第1会議室（沖縄県庁舎11階）
- 3 被聴聞者の住所及び氏名 沖縄市泡瀬一丁目29番29号 有限会社オキホーム 宮里憲幸

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和7年7月6日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和7年9月14日午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和7年7月27日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和7年10月12日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場 二級建築士試験及び木造建築士試験の会場は、決定後直ちにセンターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）及び公益社団法人沖縄県建築士会（<http://shikai.or.jp/>）のホームページに掲載する。
- 3 受験申込手続
 - (1) 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、身体に障害があるためにインターネットを利用することが困難である場合その他インターネットによる受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和7年4月7日までにセンター本部（電話番号050-3645-8422）に申し出ること。
 - (2) 受験申込受付期間及び時間 令和7年4月1日午前10時から同月14日午後4時まで
- 4 合格者の発表
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和7年8月25日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和7年12月2日に発表する予定である。
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和7年8月25日に発表する予定である。
 - イ 設計製図の試験 令和7年12月2日に発表する予定である。

- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。
- 6 その他 設計製図の課題は、令和7年6月18日以後にセンターのホームページに掲載する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月20日 沖縄県指令土第801号、令和2年3月19日 沖縄県指令土第145号（変更）、令和2年9月30日 沖縄県指令土第596号（変更）、令和5年6月20日 沖縄県指令土第528号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西原36番10及び50番90並びに50番3ほか4筆のそれぞれの一部並びに36番10地先及び50番3地先（2工区及び4工区）
- 3 公共施設 緑地及び防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根50番地5 社会医療法人友愛会 理事長 比嘉 国基
- 5 検査済証番号 令和7年2月6日 第4980号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年1月11日 沖縄県指令土第914号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室佐久真原272番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原652番地7カーサソマヤマ305号 新垣政志
- 5 検査済証番号 令和7年2月12日 第4981号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月25日 沖縄県指令中土第1307号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間犬川原53番及び53番地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字港川342番地2 平良健
- 5 検査済証番号 令和7年1月22日 C第696号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年12月22日 沖縄県指令南土第660号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原336番7
- 3 公共施設の種類 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安233番地2ハピネスKen302号 山城忍、豊見城市字座安233番地2ハピネスKen302号 山城こずえ
- 5 検査済証番号 令和6年12月25日 N第1654号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月24日 沖縄県指令南土第401号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原276番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地322番地の17（坂田ハイツC-29） 松竹真志
- 5 検査済証番号 令和6年12月26日 N第1655号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月1日 沖縄県指令南土第82号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波西原593番4の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城385番地1豊見城住宅8-304号 長嶺勝康
- 5 検査済証番号 令和7年1月10日 N第1656号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年5月30日 沖縄県指令南土第260号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原715番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋277番地9Asu・Ti-DA202 山城亘、南風原町字照屋277番地9Asu・Ti-DA202 山城若菜
- 5 検査済証番号 令和7年1月10日 N第1657号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月9日 沖縄県指令南土第45号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原144番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市宇国場1184番地6 プライムハイツ208 國吉勉
- 5 検査済証番号 令和7年1月10日 N第1658号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年12月13日 沖縄県指令南土第631号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字南波平波平原102番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1583番地の2 七海マンション100号 新垣瞬
- 5 検査済証番号 令和7年1月16日 N第1659号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月28日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年4月9日 沖縄県指令南土第176号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1174番5及び1175番18の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚666番地3 グリーンシャトー I 202号 喜納兼則
- 5 検査済証番号 令和7年1月17日 N第1660号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月3日

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

教育支援班 学校支援班 生徒支援班

を

教育支援班 生徒支援班

に、

県立学校教育課

管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 教

を

県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室
教育D X推進課	学校ネットワーク整備班 教育I C T整備班 教育D X推進班

に、

管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター

を

管理班 社会教育班 生涯学習推進センター

に改める。

第4条の2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

(教育D X推進課の分掌事務)

第7条の2 教育D X推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校における情報通信機器の導入、情報通信ネットワークを利用できる環境の整備及び情報システムの構築に関すること。
- (2) 市町村立学校に係る情報通信機器の導入事業、情報通信ネットワークを利用できる環境の整備事業及び情報システムの構築事業に関すること。
- (3) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (4) 学校における情報通信技術の活用に関すること。
- (5) 沖縄県教育情報ネットワークの運用支援に関すること。

第15条第3項中「県立学校教育課」の次に「、教育D X推進課」を加える。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育室長 教育D X推進室長	特別支援教育室の事務を総括する。 教育D X推進室の事務を総括する。
---------	-----------------------	---------------------------------------

を

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

に

改める。

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8項第1号及び第2号中「及び情報通信技術を活用した国際交流」を削り、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

第3条 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「、教育D X推進室長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「、教育DX推進室長」を削る。

(教育庁等文書管理規程の一部改正)

第2条 教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第3項中「県立学校教育課」の次に「、教育DX推進課」を加える。

別表中「	県立学校教育課	教	県	」を	「	県立学校教育課	教	県	」	に改める。
						教育DX推進課	教	推	」	

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

第3条 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「、教育DX推進室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県教育庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県教育庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(教育DX推進課長の専決事項)

第11条の2 教育DX推進課長は、学校における情報通信技術の活用に関する一般的な事項に関することについて専決することができる。

(沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部改正)

第2条 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程（平成25年沖縄県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校教育班の項の次に次のように加える。

教育DX推進班	教育DX推進課長	部内各班の応援に関すること。
---------	----------	----------------

(沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程の一部改正)

第3条 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程（平成27年沖縄県教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校教育班の項の次に次のように加える。

教育DX推進班	教育DX推進課長	部内各班の応援に関すること。
---------	----------	----------------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月28日

沖縄県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第6条の2第1号中「捕獲を」を「捕獲等を」に、「獣類捕獲業説明書」を「獣類捕獲等業説明書」に改め、同条第2号中「捕獲」を「捕獲等」に改める。

第8条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第13条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

第22条第1項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

別記様式第4号の2中「獣類捕獲業説明書」を「獣類捕獲等業説明書」に、「捕獲を」を「捕獲等を」に、「捕獲に」を「捕獲等に」に、「捕獲する」を「捕獲等をする」に改める。

別記様式第4号の3中「捕獲を」を「捕獲等を」に、「捕獲しようとする」を「捕獲等しようとする」に、「捕獲の」を「捕獲等の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

沖縄県公安委員会告示第35号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和7年2月28日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャー ボート提供業	アルガイド沖縄	アルワゴンジャパン合同会社 （代表社員）原田誠一	令和6年12月20日から 令和7年12月19日まで
	BlueOrigins	株式会社國吉興業 （代表取締役）國吉明	同上
	X-T R I P	X-T R I P株式会社 （代表取締役）稲福清栄	令和7年1月8日から 令和8年1月7日まで
	株式会社シー・テクニ コ	株式会社シー・テクニ コ （代表取締役）前田博 （代表取締役）前田一樹	令和7年1月27日から 令和8年1月26日まで
潜水業	武藤潜水	株式会社MUTONSENSUI （代表取締役）武藤大輔	令和6年12月20日から 令和7年12月19日まで
	うみてんぐ・ダイビング サービス	うみてんぐ・ダイビングサービス （代表者）佐藤克行	令和7年1月6日から 令和8年1月5日まで
	X-T R I P	X-T R I P株式会社	令和7年1月8日から

		(代表取締役) 稲福清栄	令和 8 年 1 月 7 日まで
	T I . O C E A N	T I . O C E A N (代表者) 砂邊大州	同上
	株式会社シー・テクノ コ	株式会社シー・テクノ (代表取締役) 前田博 (代表取締役) 前田一樹	令和 7 年 1 月 27 日から 令和 8 年 1 月 26 日まで
スノーケリング業	アルガイド沖縄	アルワゴンジャパン合同会社 (代表社員) 原田誠一	令和 6 年 12 月 20 日から 令和 7 年 12 月 19 日まで
	ザ・ブセナテラス マ リンハウス	有限会社ピナクル (代表取締役) 小澤いづみ	同上
	B l u e O r i g i n s	株式会社國吉興業 (代表取締役) 國吉明	同上
	うみてんぐ・ダイビング サービス	うみてんぐ・ダイビングサービス (代表者) 佐藤克行	令和 7 年 1 月 6 日から 令和 8 年 1 月 5 日まで
	X - T R I P	X - T R I P 株式会社 (代表取締役) 稲福清栄	令和 7 年 1 月 8 日から 令和 8 年 1 月 7 日まで
	T I . O C E A N	T I . O C E A N (代表者) 砂邊大州	同上
	株式会社シー・テクノ コ	株式会社シー・テクノ (代表取締役) 前田博 (代表取締役) 前田一樹	令和 7 年 1 月 27 日から 令和 8 年 1 月 26 日まで

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第 3 号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県監査委員 渡 嘉 敷 道 夫
 沖縄県監査委員 川 畑 順 義
 沖縄県監査委員 又 吉 清 義

人 事 委 員 会 規 則

沖縄県職員採用上級（特別枠）試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県人事委員会
 委員長 池 田 修

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級 (特 別 枠)	電気	知事部局及び企業局等におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げるもの
	機械		
	土木		

建築		ア 大学を卒業した者又は令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
農業土木		

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、2月28日から沖縄県人事委員会事務局ホームページ（https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html）においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（沖縄県庁行政棟2階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---

(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みにあたっては、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 2月28日から3月17日までとする。

(4) 注意事項

ア 受験申込みは、1試験区分に限る。

イ 上級試験と重複して申し込んだ者が、上級（特別枠）試験に最終合格した場合は、上級試験は辞退したものと扱う。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級（特別枠）	第1次試験	4月20日	教養試験（基礎能力検査） 専門試験	那覇市	5月2日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示する。また、最終合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	5月中旬から下旬まで	個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	6月上旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和8年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和7年2月28日現在、220,000円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

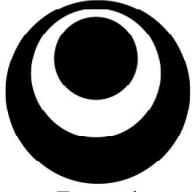
5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

正 誤

令和6年12月24日付け公報定期第5278号掲載の「大規模小売店舗の変更の届出」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	下から5	浦添市前田三丁目19街区40画地ほか	浦添市前田三丁目19街区40画地ほか54筆

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

包括外部監査の結果に基づき、又は
監査結果を参考として講じた措置に
ついて

－平成25年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【県立病院診療費個人負担分未収金】</p> <p>沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱の一部が実情に合致していない。人員配置の状況からみて不可能なものについては、実現可能な内容のものに改める一方で、延納・分納の申請がなされた場合の対応についてももう少し詳細に規定するなどして、実情に合った使いやすいものとする必要があると思われる。</p> <p>特に前者の点については、同要綱を行動規範として捉えた場合、そこに規定されていることをやらないということは、それだけで、違法な不作為があると指摘されかねないことに留意すべきである。そのような観点からすると、例えば未納者の自宅を訪問するなどの規定は、削除も検討するか、一定の場合にのみ訪問するなどすることを検討すべきである。</p> <p>また、過年度分の未収金の管理についても、適切かつ無理なく行うことができるように、担当する職員が、時効中断措置を積極的に講じるべき場合と講じなくてもよい場合を区別できるような内容の規定を設けることを検討すべきである。</p>	<p>令和6年1月1日を施行日として沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱を改正し、債権の状況に応じた債権管理が行えるようになっている。【措置済】</p>	病院事業局経営課

－令和元年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【官民協働の実効性を高める取組について】</p> <p>沖縄観光推進ロードマップ上の実質的な進捗管理のため、沖縄県P D C Aと整合性を図り、各施策及び個別事業に係る成果指標の達成状況も可視化すべきである。</p>	<p>令和5年3月に策定した沖縄観光推進ロードマップにおいては、「第6次沖縄県観光振興基本計画」で提示している施策の成果指標（K P I）に目標値を設定した。</p> <p>進捗管理に当たっては、沖縄県P D C Aとも整合を図りながら、沖縄観光推進ロードマップに基づくP D C Aサイクルを実施し、成果指標の達成状況を可視化する。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課

		令和5年度は前年度（令和4年度）を対象としたPDCAを実施し、成果指標の達成状況や主な取組の進捗の確認、課題の抽出及び課題解決に向けた改善案を整理し、その結果を令和6年3月に公表した。【措置済】	
監査意見	<p>【観光産業実態調査事業】</p> <p>県では、これまでも大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関及び民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。</p>	令和5年度沖縄観光デジタル化推進事業において、おきなわ観光快適Navi「おきめぐり」を開設した。おきめぐりの中では観光関連の統計データの集約・可視化を行っている。おきめぐりで公表している各種統計データはオープンデータ形式で公表されており、利用者は見たい年代やカテゴリを選択して表示したり、グラフをエクセルでダウンロードするなど様々な形での活用が可能となっている。【措置済】	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【外国人観光客実態調査事業】</p> <p>県では、これまでも大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関及び民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。</p>	令和5年度沖縄観光デジタル化推進事業において、おきなわ観光快適Navi「おきめぐり」を開設した。おきめぐりの中では観光関連の統計データの集約・可視化を行っている。おきめぐりで公表している各種統計データはオープンデータ形式で公表されており、利用者は見たい年代やカテゴリを選択して表示したり、グラフをエクセルでダウンロードするなど様々な形での活用が可能となっている。【措置済】	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【観光統計実態調査事業】</p> <p>県では、これまでも大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関及び</p>	令和5年度沖縄観光デジタル化推進事業において、おきなわ観光快適Navi「おきめぐり」を開設した。おきめぐりの中では観光関連の統計データの集約・可視化を行っている。おきめぐりで公表している各種統計データはオープンデータ形式で公表されており、利用者は見たい年代やカテゴリを選択して表示したり、グラフをエクセルでダウンロードす	文化観光スポーツ部観光政策課

	<p>民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。</p>	<p>るなど様々な形で活用が可能となっている。【措置済】</p>	
--	--	----------------------------------	--

－令和２年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【医業未収金の回収業務について】</p> <p>1. 「沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱」の一部改訂及び徹底 未収金発生年度の翌年度で70%～80%を回収し、翌々年度以降は6%以下となっている回収実績に鑑み、未収金発生年度の翌年度に回収事務を集中的に実施するという方針を要綱において明確化し、かつ、回収担当者が効率的に対応可能な内容に改訂したうえで、各回収段階の事務に係る期限を徹底し粛々と実施されたい。</p> <p>(1) 各回収事務の実施期限を明記 要綱第15条の催告書発送以降の各回収事務についても実施期限を設定する。 なお、第27条の支払督促の申立てまでは、手数料等のコスト面を考慮しても病院事業局自身で対応することが合理的と考えられる。</p> <p>(2) 所在不明者の対応手順を明記 所在不明の未納患者の探索等の対応手順を設定する。</p> <p>(3) 納付指導の連携強化 未納患者について、督促及び納付指導に真摯に対応する「支払いの意思（誠意）」、及び「資力の有無」の判定項目を策定する。そのうえで、回収可能性を判定し納付指導が功を奏すると考えられる未納患者は速やかに納付指導や各種補助制度窓口へ連携する体制を構築する。</p> <p>(4) 未収金回収の方法 「各種医療費補助制度の活用」、「分納・延納」、「法的手続きによる自主回収（強制執行まで）」、「弁護士へ回収委託」、「債権回収会社</p>	<p>令和6年1月1日を施行日として沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱を改正し、各回収事務の実施期限や所在不明者の対応手順の明記、また納付指導の連携強化の取組についても明記した。【措置済】</p>	病院事業局 経営課

	<p>(サービサー)へ債権売却」の5つを基本的な方法としたうえで、それぞれの方法に未収金を振り分ける判断基準を明記する。</p> <p>この判断は、各病院における未収金対策委員会が担うことになる。</p> <p>(5) 弁護士への回収委託と支払督促(要綱第27条)</p> <p>ここ数年の回収事務においては、法的措置としての支払督促(要綱第27条)の実施に至ることは皆無であり、一方で、要綱に取扱いが明記されていない弁護士への回収委託が慣例化しつつある。今後も弁護士への回収委託を継続するならば、当該委託を明確に位置付けるために要綱を改正し、弁護士委託による回収の根拠を明確に整備すべきである。</p> <p>もっとも、要綱の改訂に際しては、診療報酬債権の性質を踏まえたうえで、「弁護士への回収委託」と「支払督促」双方の利点や問題点を比較考量することが必要である。そのうえで、複数の手続を選択できるような仕組みにする場合には、手続選択の際の留意事項も十分に検討されたい。</p> <p>(6) 遅延損害金について</p> <p>遅延損害金の徴収は確認されていないが、遅延損害金の発生・請求・回収の取扱いに関しては明確にすべきである。もっとも債権回収の過程で遅延損害金の免除などの柔軟な対応を行い、債権回収率を高めることも考えられるため、債権回収業務の中で遅延損害金に対する対応について一定の裁量を付与することも検討されたい。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【医業未収金の回収業務について】</p> <p>2. 県民や議会に対する説明</p> <p>未収金の回収に長期間要することや、結果的に債権放棄及び不納欠損処分に至ることは、経済的な逼迫度合いが未納患者と同等であっても、医療費を懸命に支払っている患者との不公平があることは否めない。そのため、一定の回収努力の実施及び結果、並びに未収金解消の顛末を適時・適切に説明する必要がある。</p>	<p>令和6年1月1日を施行日として沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱を改正し、債権状況に応じた債権管理が行えるようになっていること及び各県立病院において未収金対策強化月間を設定し、未収金の発生防止及び早期回収に向けた特段の取組を行っている。</p> <p>未収金解消に向けた取組については、弁護士事務所や民間事業者への委託も併せて行い、迅速に対応すること及び解消に向けた適切な助言を受けている。</p>	<p>病院事業局経営課</p>

	<p>そこで、弁護士や金融機関関係者等、債権回収の専門家から構成される第三者委員会を設置し、要綱の改訂について提言を受けるとともに、その実施状況についても定期的に検証されたい。</p> <p>要綱の改訂に際しては、上記1の各項目のほか、「一定の回収努力を果たしたと評価されうる回収事務の具体的な手順」について費用対効果の観点から提言を受けられたい。</p> <p>実施状況については、少なくとも年1回、各病院における未収金対策委員会や、法的措置検討委員会の実施状況など、回収事務が要綱に準拠して適切に実施されているかどうか検証し、改善提案を受けられたい。</p> <p>そして、検証結果は議会に報告されることとなる。</p>	<p>これらの取組を引き続き実施しながら、未収金の発生防止、早期回収を実現する。【措置済】</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【医業未収金の回収業務について】</p> <p>5. 未納患者の救済</p> <p>上記1で未収金を分類することで、払いたくても払えない未納患者の実態を浮き彫りにすることにより、県として取り組むべき重要な課題と認識して、救済の制度・枠組みを別途検討されたい。</p>	<p>未収発生理由について、毎月各病院から報告を受けている。現在でも、高額療養費制度の案内やメディカルソーシャルワーカーの相談介入など、安心して医療を受けられるように患者の負担軽減への取組を行っている。【措置済（相違分）】</p>	<p>病院事業局経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【沖縄県立病院経営計画の実績評価について】</p> <p>1. 実態を正確に開示しているとは言い難い決算書に基づいて基本目標の達成状況の評価を実施しているため、評価そのものが適切かどうかの心証も得られない状況である。</p>	<p>1. 包括外部監査結果報告書では、決算書が実態を正確に開示しているとは言い難いとし、その具体的な項目として、①退職給付引当金、②固定資産の評価、③繰延収益の収益化、④補てん財源に係る会計処理が挙げられている。</p> <p>①から④までの会計処理については以下の項目で個別に指摘を受けており、各項目における措置方針によることとしている。</p> <p>① 退職給付引当金 【済】全般的指摘6. 退職給付引当金の算定方法について（項目No. 15、報告書57頁）</p> <p>② 固定資産の評価 【済】7 - (7) - 4④ 固定資産明細書の内容について（項目No. 70・71、報告書115頁）</p>	<p>病院事業局経営課</p>

		<p>【済】11－(1) 固定資産の取得及びその財源（繰入金）に係る取扱いについて（項目No. 79、報告書123頁）</p> <p>③ 繰延収益の収益化</p> <p>【済】7－(5) 繰延収益の収益化について（項目No. 50～54、報告書94頁）</p> <p>④ 補てん財源</p> <p>【済】7－(6) 補てん財源の整理について（項目No. 55・56、報告書97頁）</p> <p>〔措置済〕</p>	
監査指摘	<p>【1－(2) B C P 計画について】</p> <p>1. 災害訓練が、災害時対応手順の内容について網羅的に実施できていないため、実際の災害時に B C P 計画やマニュアルに記載されている災害時対応手順を円滑に運用できないリスクがある。</p>	<p>令和2年4月に B C P を策定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和6年1月27日に B C P 計画に基づき約50名が参加し、対応手順等のあらためて確認しつつ訓練を実施した。今後も自然災害やパンデミック等の事態を想定し、診療継続ができるよう計画の点検、検証、訓練を実施していく。〔措置済〕</p>	中部病院
		<p>平成30年6月に B C P を策定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和4年9月27日に B C P 計画に基づき、アクションカードをもとに約60名が対応手順等を確認し防災訓練を実施した。自然災害やパンデミック等の事態を想定し、いかなる時も医療サービスの継続ができるよう、今後とも計画の点検、検証、訓練を実施していく。〔措置済〕</p>	南部医療センター・こども医療センター
		<p>平成28年2月に B C P を改定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済みであるが、計画に基づく訓練実施がコロナ禍により実施できず、計画の点検、検証及び修正に至っていなかった。</p> <p>令和5年度においては、8月21日に災害対策推進委員会を開催し、12月末まで</p>	宮古病院

		<p>に災害関連職員を対象としたeラーニング研修や、災害対応マニュアルの整備等を行い、令和6年1月末を目処に災害対応訓練を実施することとした。また、訓練で明らかになった課題とその対応をBCPへ反映し、災害発生に備えた体制を整備する。</p> <p>上記の対応を令和6年度以降も同様に継続し、自然災害やパンデミック等の緊急事態の発生時に医療サービスの継続ができるよう備える。【措置済】</p>	
		<p>BCPについては、平成31年2月に策定し、BCPに基づく災害訓練を行ったところだが、令和2、3年度においてはコロナ禍のため訓練を実施できていない。令和4年度については、感染症蔓延のため、部分訓練として参集訓練のみを実施した。令和5年度は10月に実施される沖縄県総合防災訓練にて全職員を対象とした、訓練を実施する予定である。</p> <p>いかなる時も医療サービスの継続ができるよう訓練を行い、BCP計画の点検、検証、訓練を実施していく。【措置済】</p>	八重山病院
		<p>令和3年3月にBCPを策定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和5年2月に訓練を実施したところであり、当該訓練の結果を踏まえ、令和5年度において計画の点検、検証及び修正を行った上で、改めて訓練を実施する予定である。【措置済】</p>	精和病院
監査指摘	<p>【1-(2)BCP計画について】</p> <p>2. BCP計画やマニュアルでは、年1回以上の研修や訓練の実施により、災害対応手順書の点検・検証や、必要なBCP計画の修正等の、PDCAサイクルの実施が謳われているが、現状の訓練内容だけでは、有効なPDCAサイクルが実施されないリスクがある。</p>	<p>令和2年4月にBCPを策定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和6年1月27日にBCP計画に基づき約50名が参加し、対応手順等のあらためて確認しつつ訓練を実施した。今後も自然災害やパンデミック等の事態を想定</p>	中部病院

		し、診療継続ができるよう計画の点検、検証、訓練を実施していく。【措置済】	
		<p>令和2年4月にBCPを策定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和6年1月27日にBCP計画に基づき約50名が参加し、対応手順等をあらためて確認しつつ訓練を実施した。今後も自然災害やパンデミック等の事態を想定し、診療継続ができるよう計画の点検、検証、訓練を実施していく。【措置済】</p>	南部医療センター・こども医療センター
		<p>平成28年2月にBCPを改定し、対象となる災害やそれに応じた被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済みであるが、計画に基づく訓練実施がコロナ禍により実施できず、計画の点検、検証及び修正に至っていなかった。</p> <p>令和5年度においては、8月21日に災害対策推進委員会を開催し、12月末までに災害関連職員を対象としたeラーニング研修や、災害対応マニュアルの整備等を行い、令和6年1月末を目処に災害対応訓練を実施することとした。また、訓練で明らかになった課題とその対応をBCPへ反映し、災害発生に備えた体制を整備する。</p> <p>上記の対応を令和6年度以降も同様に継続し、自然災害やパンデミック等の緊急事態の発生時に医療サービスの継続ができるよう備える。【措置済】</p>	宮古病院
		<p>BCPについては、平成31年2月に策定し、BCPに基づく災害訓練を行ったところだが、令和2、3年度においてはコロナ禍のため訓練を実施できていない。令和4年度については、感染症蔓延のため、部分訓練として参集訓練のみを実施した。令和5年度は10月に実施される沖縄県総合防災訓練にて全職員を対象とした、訓練を実施する予定である。</p>	八重山病院

		<p>いかなる時も医療サービスの継続ができるよう訓練を行い、BCP計画の点検、検証、訓練を実施していく。【措置済】</p>	
		<p>令和3年3月にBCPを策定し、対象となる災害やそれに伴った被害想定の上、想定される医療需要を踏まえ、行動計画等や医療資源やライフライン等の現状や確保等を網羅した計画を策定済み。</p> <p>令和5年2月に訓練を実施したところであり、当該訓練の結果を踏まえ、令和5年度において計画の点検、検証及び修正を行った上で、改めて訓練を実施する予定である。【措置済】</p>	<p>精和病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【1-(3) 本庁のBCP計画について】</p> <p>現状の「沖縄県業務継続計画（本庁版）」は、災害時等における医療サービスの継続のために本庁が担う役割や対応手順等が明確にされておらずBCP計画として不十分であるため、有事の際、円滑な対応に支障が出るリスクがある。</p> <p>自然災害やパンデミック等の事態を想定し、それぞれの事態に応じて整えるべき医療提供体制について、あらかじめ可視化し職員が共有しておくことが重要である。</p>	<p>新興感染症が発生した際の医療提供体制確保のための優先業務の考え方等を盛り込んだ「沖縄県病院事業局本庁業務継続計画（地震・津波対策）（新興感染症対策）」を令和6年3月に策定し、本庁職員及び各病院と共有を図っている。【措置済】</p>	<p>病院事業局総務企画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【6-(3) 外国人に対する未収金について本庁のBCP計画について】</p> <p>観光立県を目指す観点からは、外国人向け医療サービスの提供体制に加えて、未収金の管理・回収方法についても、医療機関だけではなく、県として取り組むべきコロナ後を見据えた重要な課題と認識して、検討・構築されたい。</p>	<p>厚生労働省から訪日外国人受診者による医療費不払い防止となる支援資料の提供があり、各県立病院へ共有している。また、各医療機関から厚労省へ訪日外国人の診療費不払い情報を報告することにより、当省の不払い情報報告システムへ登録され、当該不払い者の次回以降の入国審査が厳格化される仕組みが運用されている。</p> <p>【参考】</p> <p>厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html</p> <p>【措置済】</p>	<p>病院事業局経営課</p>

監査指摘	<p>【7-(4)-3 決算における消費税計算の考え方について】</p> <p>公営企業の場合、消費税の課税期間は会計年度である（消費税法第19条、地方公営企業法第19条）。したがって、当該年度の決算に基づいて計算された消費税額を決算に反映させる必要がある。</p>	<p>消費税額を確定させるに当たっては、まず補助金額の確定等により決算額を確定し、次に特定収入にあたるかどうかについて補助金交付要綱や実績報告に照らして用途を確認して決めることから、この一連の作業に相当の時間を要する。このため、特定収入の認定作業結果を当年度に全て反映させた消費税額を決算額に反映させることは、現在の当局の決算調製スケジュールでは難しくなっている。</p> <p>よって、決算調製後（次年度6月以降）に判明した特定収入の取扱いについては、過年度損益修正損（益）に計上して反映させることもやむを得ないと考える【項目No.48関係】。</p> <p>なお、特定収入の算定に当たっては、決算に含まれていない特定収入が参入されることのないよう、特定収入精査後額と決算額を突合して確認している【項目No.49関係】。【措置済（相違分）】</p>	病院事業局経営課
監査指摘	<p>【7-(4)-3 決算における消費税計算の考え方について】</p> <p>病院事業においては、特定収入に係る一連の計算は、消費税申告額だけでなく、控除対象外消費税、長期前払消費税、長期前受金の圧縮記帳額等、財務諸表に与える影響が大きい。決算に含まれていない特定収入を税額計算に含めることは極めて不適切であり、現状では決算書の数値の正確性に疑義が生じていると言わざるを得ない。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、令和5年度決算調製において、決算書と固定資産台帳が一致するように整理した。【措置済】</p>	病院事業局経営課
監査指摘	<p>【7-(5) 繰延収益の収益化について】</p> <p>1. 長期前受金戻入額について、決算書（収益費用明細書）と固定資産台帳が一致していない。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、</p> <p>「B方式」による戻入額の算定方法を修正し、適切な繰入割合を設定した。</p> <p>また、修正後の算定方法により、過去に遡って、適切な戻入額を算定し、令和5年度決算において、処理を行った。</p> <p>今後、令和5年度に作成したマニュアルに、財務会計システム、決算開示書類及び固定資産システムの数値が一致することを、決算時に確認する手順を追加する予定である。【措置済】</p>	病院事業局経営課
監査指摘	<p>【7-(5) 繰延収益の収益化について】</p> <p>2. 「B方式」の戻入額算定方法が不適切であるため、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にするという制度趣旨に対応できていない。なお、除却時には本来あるべき適切な繰入割合を帳簿価額に乗じて戻入益を算定しているが、通常の減価償却時の処理と算定方法が異なることになり、「B方式」では減価償却費と除却費に対応する財源割合が不整合となっている。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、令和5年度決算調製時に地方公営企業法施行規則に準拠するよう修正を行った。</p>	病院事業局経営課
監査指摘	<p>【7-(5) 繰延収益の収益化について】</p> <p>3. 土地等の非償却資産の取得に充当</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、令和5年度決算調製時に地方公営企業法施行規則に準拠するよう修正を行った。</p>	病院事業局経営課

	された企業債の償還元金に対する一般会計繰入金が、拠るべき地方公営企業法施行規則第6条第2項第4号に準拠して処理されていない。	〔措置済〕	
監査指摘	<p>【7-(5) 繰延収益の収益化について】</p> <p>4. 平成22年度までは、繰入基準に関係なく、元金償還金の全額に対して繰入されている（借換え及び固定資産売却金での償還分を除く）。平成23年度からは繰入基準のとおり1/2（一部1/4、2/3）の割合で繰入されているが、繰入割合の変更が固定資産の財源管理に反映されておらず、長期前受金の受入額と、対応する企業債元金の償還額の整合を検証することができない。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、「B方式」による戻入額の算定方法を修正し、適切な繰入割合を設定した。</p> <p>また、修正後の算定方法により、過去に遡って、適切な戻入額を算定し、令和5年度決算において、処理を行った。</p> <p>〔措置済〕</p>	病院事業局経営課
監査指摘	<p>【7-(5) 繰延収益の収益化について】</p> <p>5. 消費税計算において、特定収入である長期前受金を充当した資本的支出に係る控除できなかった仕入税額は、長期前受金と相殺されている（圧縮記帳）。しかし、①総勘定元帳を検証した結果、令和元年度に受け入れた長期前受金よりも圧縮記帳額が過大となっている科目がある、②固定資産台帳上、令和元年度取得資産の財源としての国庫補助金額（税抜き）の方が資本的収入の国庫補助金決算額（税込み）よりも大きい等、総勘定元帳、固定資産台帳ともに長期前受金の額が適切に算定されているとは言い難く、長期前受金戻入額を算定する根拠として適切ではない。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、令和5年度の決算調製においては、特定収入である長期前受金を充当した資本的支出に係る控除できなかった仕入税額は、長期前払消費税に計上し、繰り延べ処理を行っている。また、令和5年度の決算調製の際に、総勘定元帳及び固定資産台帳において、長期前受金の額が一致するよう修正を行った。〔措置済〕</p>	病院事業局経営課
監査意見	<p>【7-(6) 補てん財源の整理について】</p> <p>【現状】の1. 損益勘定留保資金について、平成22年度決算までは資本的収支不足額が生じておらず、補てん財源として使用されていないため、残高が繰り越されるはずである。しかし、「内部留保資金年度別状況表」の純損</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、令和5年度の決算調製においては、特定収入である長期前受金を充当した資本的支出に係る控除できなかった仕入税額は、長期前払消費税に計上し、繰り延べ処理を行っている。また、令和5年度の決算調製の際に、総勘定元帳及び固定資産台帳において、長期前受金の額が一致する</p>	病院事業局経営課

	<p>益欄の額を合計したところ、決算書の未処理欠損金と一致しなかった。病院事業局によれば、平成19年度以降3回にわたり、資本剰余金を取り崩して繰越欠損金の補てんをする等、剰余金の変動があったとの回答を得たが、これらが「内部留保資金年度別状況表」に反映されていない。</p> <p>2. 補てん財源ではない「他会計からの長期借入金」や「預り金」、「前払金」の不明残高を過年度修正損益で処理した額を補てん財源として加減算している。</p> <p>3. 消費税が導入された平成元年度から、消費税関係の内部留保資金である消費税及び地方消費税資本的収支調整額が発生していたと考えられるが、平成23年度からしか算定されていない。</p> <p>以上により、補てん財源の管理が適切に行われているとは言い難く、4条収支の予算・決算が正確であるとは言い難い。</p>	<p>よう修正を行った。【措置済】</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【7-(6) 補てん財源の整理について】</p> <p>現状の4. 貸倒引当金繰入額、退職給付引当金繰入額の全額を補てん財源の当年度発生額として加算していることについては、引当金繰入額は現金の支出を要しない費用であり、補てん財源として活用する余地があるともいえるが、総務省『基本通知（昭和27年自乙発第245号）』第一章第三節十三(五)において、「これら引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、この意味で、特定預金等の形態として留保を図ることは適当であると思われること。」とあることを踏まえ、慎重に対応されたい。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、内部留保資金年度別状況表を整理した。</p> <p>貸倒引当金繰入額、退職給付引当金繰入額の全額を補てん財源の当年度発生額として加算していることについては、総務省通知を踏まえ、引き続き、他の財源と区別して管理するとともに、充當の判断については慎重に対応することとする。【措置済】</p>	<p>病院事業局経営課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【7-(7)-1 ③資本的収入全般について】</p> <p>資本的収支予算の管理は、以下の点で重要であるにもかかわらず、必要な補正を議会に諮っていないことは予算</p>	<p>一般会計においては、財源に「一般財源」（税収入）が想定されるため、歳出予算で不用が見込まれる場合は、税収の有効活用（公共性・公益性）の観点から、必要な補正を議会に諮るという予算</p>	<p>病院事業局経営課</p>

	<p>統制の観点から不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>・減額した資本的収入はいずれも建設改良や企業債の償還等の財源であるため、建設改良等の資本的支出の予定（計画）に変更があれば連動して減額になる可能性がある。ここで、資本的支出に係る計画変更は、事前の検討・協議を要するため、内外の事業環境の影響を受ける収益的収支予算に比べ予測可能性は高いと考えられる。</p> <p>そして、この計画変更は、予算で定めた資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てん額にも影響を及ぼす。すなわち、資本的収支予算は現金収支の予定であるから、資本的収支の不足額は、内部留保資金等による補てん可能額の範囲内に収める必要があるが、補てん可能額の範囲内に収まらずに当年度発生予定の利益を充当し、資金繰りに影響を及ぼす事態を招くおそれがある。</p> <p>・資本的収入予算は、将来の債務となる企業債、税金が原資である補助金・繰入金等であることから、これを増減させる手続は客観性を期す必要がある。</p> <p>また、資本的支出に係る計画変更があるにもかかわらず予算の補正をしない場合、支出が過大になるおそれもある。</p> <p>資本的収支予算に影響を与える計画変更は、翌年度繰越に係るもの以外は、議会に諮り予算を補正するよう検討されたい。</p>	<p>統制（支出規制）が重視される。</p> <p>これに対して、公営企業会計（病院事業会計）においては、医療サービスを提供し、その費用は受益者からの対価で賄われることを旨とするため、予算統制（支出規制）の観点だけでなく、企業としての効率的な経営管理（経済性）も重視される。</p> <p>よって、資本的収支予算についても、予算統制の観点と効率経営の観点から必要な補正を議会に諮ることとしている。</p> <p>【措置済（相違分）】</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【7－(7)－1⑦資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てん方法の表記について】</p> <p>決算報告書における資本的収支不足額及び過年度損益勘定留保資金による補てん額が正確ではなく、実態を開示していない。</p>	<p>専門家による助言・指導を受けて、内部留保資金年度別状況表を整理した。</p> <p>また、前年度同意企業債の当年度収入分がある場合は資本的収支不足額に含まない旨を、決算報告書に記載することとした。【措置済】</p>	<p>病院事業局経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【7－(7)－4③固定資産明細書の作成方法について】</p> <p>固定資産明細書を総勘定元帳から作</p>	<p>専門家による指導・助言を受けて、決算時に、財務会計システムの予算整理簿及び損勘定元帳と、固定資産管理システ</p>	<p>病院事業局経営課</p>

	<p>成しているため、当年度の取得額を示す「当年度増加額」、及び当年度の除却・売却額を示す「当年度減少額」の各欄に、勘定科目や金額の修正による振替額等、実際の増減ではないため本来控除されるべき金額が含まれている。また、固定資産明細書では建物に当年度増加額があるが、固定資産台帳には登録がない等、現状の決算書の表記は正確であるとは言い難い。</p>	<p>ムの固定資産取得報告書・固定資産除却報告書等を照合し、両者の一致を確認した。【措置済】</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【10－(3) 実地棚卸のあり方について】</p> <p>現状の（実地棚卸）方法では、差異が生じた原因の調査・分析が不十分な状態で現物が存在しないと判断された棚卸資産については、全て診療行為に消費されたものとみなして処理されてしまう。</p> <p>しかし、診療行為に使用されているとは限らず、不正（横領など）や、保管・管理体制の不備を要因とする保管中の破損や紛失等による減少である可能性を否定できない。</p> <p>このような資産流出リスクを防止する内部統制が十分に構築されているとは言い難い。</p>	<p>専門家による指導・助言を受けて、実地棚卸により差異が生じた場合には、それを診療行為により処理されたものとみなさず、資産減耗費と処理することとしている。</p> <p>また、沖縄県病院事業局財務会計事務改善PT会議において、当該処理方法を含む貯蔵品に係る事務手続等を記載した貯蔵品マニュアルを作成した。</p> <p>今後は、当マニュアルに則り適切に実地棚卸を行うとともに、内部統制の構築に努める。【措置済】</p>	<p>北部病院</p>
		<p>専門家による指導・助言を受けて、実地棚卸により差異が生じた場合には、それを診療行為により処理されたものとみなさず、資産減耗費と処理することとしている。</p> <p>また、沖縄県病院事業局財務会計事務改善PT会議において、当該処理方法を含む貯蔵品に係る事務手続き等を記載した貯蔵品マニュアルを作成した。</p> <p>棚卸回数を増やし資産管理体制の強化を図るとともに、資産管理システムと実際の在庫数に差が生じている品目は、セクションへのヒアリングを行うなど、内部統制強化も図る。</p> <p>令和4年度以降は、差異が生じている品目について差異が大きいセクションから順番にヒアリングを実施しているところである。【措置済】</p>	<p>中部病院</p>
		<p>専門家による指導・助言を受けて、実地棚卸により差異が生じた場合には、それを診療行為により処理されたものとみ</p>	<p>南部医療センター ・こども</p>

		<p>なさず、資産減耗費と処理することとしている。</p> <p>また、沖縄県病院事業局財務会計事務改善PT会議において、当該処理方法を含む貯蔵品に係る事務手続等を記載した貯蔵品マニュアルを作成した。</p> <p>令和6年度は毎月1回行っている倉庫内棚卸を、サイクルカウントで毎日行うことで、在庫差異を早い段階で見つけ、その都度差異が生じた原因を調査・分析し、不明な在庫差異の減少に務める。</p> <p>差異があった物品については、現場の看護師や補助員等にヒアリングを行い、消費した物品の報告やシステム上の処理漏れがないかを確認している。【措置済】</p>	医療センター
		<p>専門家による指導・助言を受けて、実地棚卸により差異が生じた場合には、それを診療行為により処理されたものとみなさず、資産減耗費と処理することとしている。</p> <p>また、沖縄県病院事業局財務会計事務改善PT会議において、当該処理方法を含む貯蔵品に係る事務手続等を記載した貯蔵品マニュアルを作成した</p> <p>診療材料については、令和4年度第4四半期に院内物流・在庫管理を業者へ委託したことにより在庫品の預託化（消費払い方式）を進め、保管・管理体制を整備し、資産流出リスクを防止する運用体制を構築した。</p> <p>薬品については、棚卸の回数を増やすことで在庫管理の強化に努める。【措置済】</p>	八重山病院
監査指摘	<p>【11－(6)－2リース取引の会計処理について】</p> <p>地方公営企業法施行規則、会計指針及び財務規程によれば、ファイナンス・リース取引の会計処理は売買処理が原則であるが、現状は賃貸借処理になっており地方公営企業法施行規則等に準拠していない。</p>	<p>令和5年度に専門家による指導・助言を受けて、リース取引判定フローの見直しを行い、リース料総額が300万円以下の場合は重要性が低いものとして賃貸借処理（オペレーティング・リース）とする取扱いとしている。</p> <p>上記により、指摘のあった「給食管理システム」及び「細菌検査システム」について、令和6年度も1年間の賃貸借処理を行っている。【措置済】</p>	八重山病院

監査指摘	<p>【11－（7）固定資産残高について】</p> <p>固定資産の取得に関して、「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」は以下のとおり定めている。</p> <p>第10条（取得の報告）</p> <p>所属長は、固定資産を取得したときは、振替伝票を発行し、固定資産台帳へ搭載（ママ）するとともに、遅滞なく次に掲げる書類のうち必要なものを添付して、局長に報告しなければならない。（以下省略）</p> <p>しかし、現状、固定資産の新規取得及び除却・売却について、固定資産台帳（固定資産管理システム）への登録（登載）が、会計処理と同時に実施される体制が構築されているとは言い難く、そのため決算書の数値の正確性にも疑義が生じている。</p> <p>また、減価償却費は決算時に計上しているが、減価償却計算の前提となる取得価額の正確性に疑義があるため、減価償却費の正確性にも疑義が生ずる。</p>	<p>財務会計システムと固定資産台帳については、令和2年度決算にて数字の一致を確認済である。マニュアルを作成し、沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。</p> <p>〔措置済〕</p>	北部病院
		<p>これまで遅滞なく必要書類を添付して局長に報告という手続きができていなかったが、令和5年度に作成した固定資産マニュアルに基づき、令和6年度からは四半期に一度、固定資産の取得状況を取りまとめて、局長へ報告している。〔措置済〕</p>	中部病院
		<p>固定資産取得の支払伝票処理に際し、固定資産台帳への登録が分かる資料を添付する。また、マニュアルを作成し、定期的に台帳と総勘定元帳の照合作業を行う。〔措置済〕</p>	南部医療センター・こども医療センター
		<p>器械備品、器械備品減価償却累計額及び車両については、令和3年度決算作業時に処理を行い、固定資産台帳と残高試算表の金額を一致させた。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、固定資産の取得及び除却・売却に係る会計処理を実施する際並びに決算整理時において、帳票間の金額に齟齬が生じていないか確認し、誤処理が防止される体制を構築しており、今後も沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づく適正な事務処理に努める。〔措置済〕</p>	宮古病院
		<p>減価償却累計額の不一致については、令和2年度に下記の修正仕訳を行い、修正済み。</p> <p>（借方）過年度損益修正損 1,206,000円 / （貸方）器械備品減価償却累計額 1,206,000円〔措置済〕</p>	八重山病院
<p>令和3年度の固定資産の取得時から、固定資産台帳への登録を会計処理と同時</p>	精和病院		

		に実施するよう改めた。【措置済】	
監査指摘	<p>【11－（9）減価償却不足について】</p> <p>本来、減価償却を開始すべき年度から減価償却を実施しないのは、以下の点で不合理である。（指摘）</p> <p>イ）「沖縄県病院事業局財務規程」第111条並びに「地方公営企業法」第20条に定める発生主義に準拠していないため、適正な期間損益計算に疑義が生ずる。</p> <p>第二十条</p> <p>地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。</p> <p>ロ）長期前受金（繰延収益）の収益化処理の意義が没却される。</p> <p>ハ）病院事業局として今後、原価計算の精度を上げる方針であるにもかかわらず、原価を構成する減価償却費の計上漏れのリスクがある。</p>	<p>令和5年度決算整理において費用計上を行い、償却不足額を解消する処理を行った。</p> <p>今後は固定資産取得時の台帳登録にあたり、適切に情報登録を行うよう留意し、適正な期間損益計算及び財政状態の適正な表示が確保されるよう努める。</p> <p>【措置済】</p>	宮古病院
監査指摘	<p>【12－（2）特命随意契約について（医業未収金回収業務委託）】</p> <p>本件委託先が「契約を履行できる者が特定されるなど、真にやむを得ない特別な事情がある場合」に該当することの客観的な論拠が不足しているため、契約事務が「沖縄県随意契約ガイドライン」にしたがって行われているとは言い難い。</p> <p>特命随意契約の形を取ったことにより、価格競争の可能性を消失させたのみならず、他の法律事務所からより効果的な提案を受ける機会を逸した可能性も否定できない。</p>	<p>今回の指摘も踏まえて、「医業未収金の回収業務委託契約」については、特命随意契約から一般競争入札と、契約方法の見直しを行った。【措置済】</p>	病院事業局経営課

－令和3年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【1 指定管理者制度の導入】</p> <p>P F I 事業としての運営・維持管理</p>	<p>内閣府が示す指定管理者制度とP F I事業を併用する場合の注意点及び他県に</p>	総務部行政管理課

	事業と指定管理者制度とを併用する場合の注意点については、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」へ記載するか、別途マニュアル等を策定されたい。	における運用方針への記載状況（5/43 12%）を踏まえ、今年度中に当内容についての記載を含めたうえで9月中に運用方針の改正を行った。【措置済】	
監査意見	<p>【1 指定管理者制度の導入】</p> <p>直営施設への指定管理者制度導入の再検討にあたっての判断基準を「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」ないし別途マニュアル等に明記されたい。</p>	直営等施設への指定管理者制度導入については、運用方針第2-1①～⑦が判断基準になるものと考えている。同基準により定期的な再検討を行うこととする旨を運用方針へ明記したうえで9月中に改正を行った。【措置済】	総務部行政管理課

－令和4年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【1 総論】</p> <p>国から発出された通知、指針の内容を検討した上で、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を実情に合わせて改定すべきである。</p>	公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について、実情に合わせて改定すべきとの指摘を踏まえて、令和6年3月に従来の指針を国の通知等に合わせて改定し、公社等外郭団体の効率化・経営健全化に適切に取り組むよう関係各部に通知した。【措置済】	総務部財政課
監査指摘	<p>【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】</p> <p>再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。</p>	沖縄県から例年、再委託申請書の提出を10日前に行うよう指導している。しかしながら、4月1日での再委託が必要になる案件もあることから、再委託承認申請書の提出については、契約書への記載の仕方を修正した。【措置済】	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】</p> <p>契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。</p>	沖縄県から例年、再委託申請書の提出を10日前に行うよう指導している。しかしながら、4月1日での再委託が必要になる案件もあることから、再委託承認申請書の提出については、契約書への記載の仕方を修正した。【措置済】	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】</p>	沖縄県から例年、再委託申請書の提出を10日前に行うよう指導している。しか	文化観光スポーツ

	再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。	しながら、4月1日での再委託が必要になる案件もあることから、再委託承認申請書の提出については、契約書への記載の仕方を修正した。【措置済】	部観光振興課
監査指摘	【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】 100万円を超える業務委託契約を締結する場合には、原則として、一般競争入札によるべきである。	令和6年4月1日以降の契約から同様の条件で100万円を超える運送又は保管業務契約を締結する場合は、一般競争入札を適用している。【措置済】	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】 再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。	沖縄県から例年、再委託申請書の提出を10日前に行うよう指導している。しかしながら、4月1日での再委託が必要になる案件もあることから、再委託承認申請書の提出については、契約書への記載の仕方を修正した。【措置済】	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	【令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業】 再委託承認申請書における「再委託の適格性」について、適正に審査すべきである。	現状としては、申請者（OCVB）及び承認者（県）での手続におけるチェックを徹底することで、適正な審査を行っている。当該指摘に対する検討状況としては、その要因が、当時の両団体担当者の事務不備によるところが大きいため、今後は、担当者に対して注意を行い、基本的な事務を徹底することにより、防げるものと認識している。【措置済】	文化観光スポーツ部スポーツ振興課
監査意見	【4 沖縄県環境整備センター株式会社】 県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。	沖縄県環境整備センター株式会社（以下「環境整備センター」という。）から財政支援の要望があった場合は、資金繰り表等の関係書類確認やヒアリング実施により、経営計画及び経営状況を精査した上で、財政支援の必要性を判断していくこととした。【措置済】	環境部環境整備課
監査指摘	【4 沖縄県環境整備センター株式会社】 「公社等の指導監督要領」「10」「15」に基づき、中長期計画について、実情に沿った内容にて随時更新の上、県民に対し、積極的に情報公開するよう指導すべきである。	環境整備センターに対し、中長期計画を更新し、ホームページで公開するよう令和5年8月に指導した。 環境整備センターは、更新した中長期計画を令和6年3月にホームページで公開した。【措置済】	環境部環境整備課

監査意見	<p>【4 沖縄県環境整備センター株式会社】</p> <p>被覆施設の移設に伴う資金調達について、県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。</p>	<p>被覆施設の次回の移設に際し、環境整備センターから資金調達について財政支援の要望があった場合は、中長期計画等から経営計画及び経営状況を精査した上で、財政支援の必要性を判断していくこととした。【措置済】</p>	環境部 環境整備課
監査意見	<p>【4 沖縄県環境整備センター株式会社】</p> <p>被覆施設移設のための休止期間における売上減少等について、単なる費用試算にとどまらず、顧客獲得（顧客離れ）等の要因も検討した上で、十分な収支計画がなされているか、環境整備センター側と協議されたい。</p>	<p>環境整備センターは、県と協議した上で、収支改善を図るため受入単価を見直し、収支計画を含む中長期計画を策定した。今後も、県は、環境整備センターの収支改善策等について定期的に報告を求めた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>なお、被覆施設移設後に事業を再開した令和6年3月から同年6月までの収益は計画額を上回っており、顧客離れの影響は見受けられない。【措置済】</p>	環境部 環境整備課
監査意見	<p>【5 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>那覇空港ビルディングは、ジェイシーシーとの契約締結にあたり、契約締結までに契約書を作成できなかった理由を精査するとともに、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。</p>	<p>当社への資産無償譲渡については、通常の旅客ターミナルビル賃貸において稀なケースであるが、発生する場合には、別紙雛形のとおり「資産譲渡契約書」を締結し、弁護士・会計士・税理士に相談の上、適宜対応するものとする。【措置済】</p>	企画部 交通政策課
監査意見	<p>【6 沖縄都市モノレール株式会社】</p> <p>県は、モノレール社の抜本的な経営健全化に向けて、より積極的な経営改革を図る必要がある、そのために、モノレール事業による営業収益をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いことを、改めて留意されたい。</p>	<p>令和5年11月におもろまち駅内にコンビニを設置する等、同社と協力し営業収益の増加に繋がる取組を実施している。</p> <p>今後は、公認会計士など専門家の助言を仰ぎながら、県の意見としてモノレール社に提案していくほか、検討委員会において、関係機関で現状と課題を共有し、営業収益増につながる取組を連携し実行する。【措置済】</p>	土木建築部 都市計画・モノレール課
監査意見	<p>【6 沖縄都市モノレール株式会社】</p> <p>社外取締役の選任が適切であったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法を検討されたい。</p>	<p>県はモノレール社の最大の出資者であり、モノレール事業は県の重要な施策であることから、平成15年の開業以降、副知事が取締役に就任している。</p> <p>新沖縄21世紀ビジョンで描く、持続可能な発展とシームレスな交通体系を整</p>	土木建築部 都市計画・モノレール課

		<p>備するためには、県の施策をモノレール事業に確実に反映させる必要があることから、今後も取締役として副知事が就任する必要がある。</p> <p>また、同社取締役会規定により、取締役会は3か月に1回以上開催すると定められている。同社からの日程調整の際には、副知事が出席可能な日を提示している。【措置済】</p>	
--	--	---	--

－令和5年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【1 中央卸売市場事業特別会計】</p> <p>独立採算制の確保について、今後も、国からの補助金や一般会計からの繰入金として県税が投入され続けるようであれば、中央卸売市場事業としての見直し、縮小を考える必要がある。</p>	<p>当市場は県民へ生鮮食料品等を安定供給する社会インフラとしての拠点機能を有し、市場会計は卸、仲卸等の受益者負担を基本とした歳入で運営されている。特に、近年は食の安全安心や多様な食生活の定着から市場機能（保管、衛生等）の向上や物流の効率化が求められており、当市場でも老朽化する施設を踏まえ、修繕や設備投資を計画的に進める必要がある。</p> <p>このため、市場会計においては、補助金や特別交付税などの活用は重要と認識しており、引き続き適切な市場運営を図るためにも安定的な予算の確保に努めていく。【措置済（相違分）】</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【1 中央卸売市場事業特別会計】</p> <p>違約金の調定について、債権管理標準マニュアルに基づき適切に処理する必要がある。</p>	<p>現在調定を要する違約金等はないが、今後発生した場合は、債権管理標準マニュアルに基づき適切に対応する。【措置済】</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査指摘	<p>【3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計】</p> <p>令和4年度の指定管理者からの「事業収支状況（指定管理者使用実績）（令和4年4月1日～令和5年3月31日）」において、指定管理者の会社内部間の取引が確認された。たとえ、会社内部間の取引であったとしても、当該取引金額ではなく、実績値を算出し事業収支にて報告すべきである。ま</p>	<p>指摘を踏まえて、事実確認のために指定管理者へのヒアリングを重ね、明確な紐づけが困難な費用については、合理的な按分基準等を用いて、令和4年度の実績を算出し、指定管理者から県に報告させた。【措置済】</p>	商工労働部企業立地推進課

	た、明確な紐づけが困難な費用については、合理的な按分基準等に基づいて、実績を算出する必要がある。		
監査意見	<p>【3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計】</p> <p>指定管理会社内部間の取引の取扱いについて、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。</p>	意見を踏まえ、関係課と調整を重ねたところ、指定管理会社内部間の取引の取扱いについては、令和5年7月11日付総財第199号「再委託の適正化について（通知）」に基づき、取り扱うこととなった。【措置済】	商工労働部企業立地推進課
監査意見	<p>【3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計】</p> <p>未収金の回収管理について、引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課や弁護士等との情報共有を図り、滞留債権の不納欠損処理を進める必要がある。</p>	<p>令和5年度の所在調査によって所在が判明した債務者に対する訪問調査等を行ったうえで、一部の滞留債権については、時効援用により不納欠損処理を行った。</p> <p>また、その他滞留債権については、庁内関係課及び弁護士等と調整を行い、少額債権に係る不納欠損処理方針を定めた。【措置済】</p>	商工労働部企業立地推進課
監査意見	<p>【4 駐車場事業特別会計】</p> <p>特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等は確認できなかった。特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要である。</p>	<p>包括外部監査時に、「県民広場地下駐車場は供用開始後25年余経過し、長寿命化のための計画的改修に毎年多額の経費を要すること」、「指摘され繰越金歳計剰余金の発生理由は入札不調等の一時的なもので、計画的改修は今後も実施すること」等を説明しており、一律の数字的基準設定よりも、財政当局とのヒアリングにより今後の資金需要を踏まえて行う現行の方針が現状に即しており適切と考える。【措置済（相違分）】</p>	土木建築部道路管理課
監査意見	<p>【4 駐車場事業特別会計】</p> <p>資本的支出の判断判定について、総務省が例示されたルール等に従ってより慎重に判定していただきたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、総務省が例示したルール等に基づき、資本的支出に該当性するかどうか慎重に判定することとした。【措置済】</p>	土木建築部道路管理課
監査意見	<p>【4 駐車場事業特別会計】</p> <p>固定資産台帳の整備について、適正な財務諸表作成のため、適切な固定資産台帳の整備・管理が望まれる。</p>	<p>指摘された令和3年度の照明設備の改修工事（蛍光灯→LED）は、固定資産台帳登載の時期（毎年9月）に合わせて登載することとしている。（管財課に確認済み）【措置済】</p>	土木建築部道路管理課

監査意見	<p>【4 駐車場事業特別会計】</p> <p>指定管理者からの「剰余納付金」収入について、消費税区分が誤っており、過去に遡って修正申告が行われていた。今後は、再発防止のため、県庁内での横断的な情報共有化が望まれる。</p>	<p>消費税及び地方消費税の申告に際しては、国税事務所にも相談して適正に申告、納付している。部内においては情報交換を行っている。【措置済】</p>	土木建築部道路管理課
監査指摘	<p>【5 宜野湾港整備事業特別会計】</p> <p>令和4年度の決算で合計544千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施する必要がある。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、EUCだけではなく、財務会計システムから出力した電算帳票によるチェックも行い、確認作業の適正化を図っている。</p> <p>以上の改善策に基づく内部統制を整備した結果、令和5年度決算の処理は適正に行われ、改善策は有効に機能している。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査指摘	<p>【5 宜野湾港整備事業特別会計】</p> <p>外部監査への協力体制について、今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、監査作業に大幅な支障が生じた。県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者だけの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者の3人で業務共有する体制を構築しており、担当者の業務量の標準化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【5 宜野湾港整備事業特別会計】</p> <p>一般会計から当特別会計への繰入金を確認させるため、財務会計システム（EUC）の数値から当該Excel表へ転記して管理している。担当者間の引継ぎ漏れが生じないように引継書の作成及び当該Excelデータでミスが生じないように、表の作成方法を工夫する必要がある。また、管理者のチェック体制についても、何をチェックするのか具体的にチェック項目についても明確にする必要がある。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、EUCだけではなく、財務会計システムから出力した電算帳票によるチェックも行い、確認作業の適正化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課

監査意見	<p>【5 宜野湾港整備事業特別会計】</p> <p>当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、担当者の業務量の標準化、チェック体制の強化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査指摘	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】</p> <p>令和4年度の決算で合計645千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施する必要がある。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、EUCだけではなく、財務会計システムから出力した電算帳票によるチェックも行い、確認作業の適正化を図っている。</p> <p>以上の改善策に基づく内部統制を整備した結果、令和5年度決算の処理は適正に行われ、改善策は有効に機能している。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査指摘	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】</p> <p>外部監査への協力体制について、今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、監査作業に大幅な支障が生じた。県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者のみの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者の3人で業務共有する体制を構築しており、担当者の業務量の標準化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】</p> <p>一般会計から当特別会計への繰入金を確認させるため、財務会計システム（EUC）の数値から当該Excel表へ転記して管理している。「一般会計からの繰入金」を算出される際に漏れがあると、今後も赤字決算を招く恐れがあるため、十分注意していただきたい。またチェックする方も、担当者が作成された内容を鵜呑みにするのではなく、猜疑心を保持してチェックす</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、EUCだけではなく、財務会計システムから出力した電算帳票によるチェックも行い、確認作業の適正化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課

	る必要がある。		
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】</p> <p>当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、担当者の業務量の標準化、チェック体制の強化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査指摘	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】</p> <p>外部監査への協力体制について、今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、監査作業に大幅な支障が生じた。県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者のみの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、担当者の業務量の標準化、チェック体制の強化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】</p> <p>当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、担当者の業務量の標準化、チェック体制の強化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【11 沿岸漁業改善資金特別会計】</p> <p>収入額や預金保有額を証明する資料は、債務者個人の重要な情報であるため、情報漏洩や紛失を防ぎ適切に保管する必要があるため、留意されたい。</p>	<p>債権の管理は、借用証書綴り（沿岸漁業改善資金借用証書、保証承諾書、印鑑登録証明書）により実施しているが、情報漏洩や紛失等を防ぐため、個別のキャビネットで一括管理するように改善した。</p> <p>なお、その他、債務者の情報を含む貸付関連資料に関しては、沖縄県文書編集保存規程に基づき保存期間を10年と設定して管理し、保存期間満了後は、必要に応じて保存期間を延長するか、適切に処分することとしている。【措置済】</p>	農林水産部水産課

監査指摘	<p>【12 産業振興基金特別会計】</p> <p>公金を財源とする補助金交付には公平性が求められるべきであるが、県からの出資の有無という要件のみで、補助率を変えるのは公平性を確保できているとは言い難い。</p>	<p>県出資法人の中には収益事業を実施する株式会社等もあることから、包括外部監査の指摘も踏まえて、公益目的の事業に取り組む公益法人等で、県が出資しているものについてのみ10/10の補助率とするよう、令和6年3月29日に沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正した。【措置済】</p>	商工労働部産業政策課
監査意見	<p>【14 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計】</p> <p>一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されている。業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。</p>	<p>現在は、チェックリストに基づき、担当者、精査担当者、総括担当者によるダブルチェックを行い、担当者の業務量の標準化、チェック体制の強化を図っている。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【18 公債管理特別会計】</p> <p>効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。</p>	<p>繰上償還については、その時々県の全体の財政状況を踏まえて判断することが重要であるため、一律にルール整備を行うことは実情にそぐわないものとするため、適宜判断していきたい。【措置済（相違分）】</p>	総務部財政課
監査意見	<p>【19 国民健康保険事業特別会計】</p> <p>国保の財政運営の責任主体を担っている県としては、各市町村への保険料の適正な設定（標準保険料率）、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、引き続き財政の安定的な運営に努めていただきたい。</p>	<p>「各市町村への保険料の適正な設定」については、毎年、「市町村国保の赤字解消の取組」について、市町村と協議を行うとともに、赤字解消計画策定市町村に対しては、個別にヒアリングを実施し、助言を行っているところである。</p> <p>また、本県市町村国保の財政が厳しいことについては、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が少ないこと、低所得者や負担能力のない、子どもの加入割合が高いこと等、本県の実情が主な要因となり、赤字を抱えている。</p> <p>そのため、県としては、これまで市町村等と連携し、国に対して、財政支援を求めたところであり、財政運営の責任主体として、引き続き、安定的な運営が図られるよう努めていく。【措置済】</p>	保健医療介護部国民健康保険課

監査意見	<p>【1 中央卸売市場事業特別会計】</p> <p>現委託先選定時は、それぞれ1社のみが入札応募し、選定された状況である。1社入札の原因等を適切に把握し、本事業の委託先募集の際の要件や設定条件等の適切性も照らし合わせ、再考する機会にされたい。</p>	<p>現在、保守管理業務や衛生管理においては、複数年、特定の事業者との契約が継続している。このため、引き続き、固定した委託仕様書の見直し、一般競争入札の継続実施、再委託事業の見直しなど入札による適切な業者選定に取り組んでいる。【措置済】</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【1 中央卸売市場事業特別会計】</p> <p>不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。</p>	<p>現在、保守管理業務や衛生管理においては、複数年、特定の事業者との契約が継続している。このため、引き続き、固定した委託仕様書の見直し、一般競争入札の継続実施、再委託事業の見直しなど入札による適切な業者選定に取り組んでいる。【措置済】</p>	農林水産部流通・加工推進課
監査意見	<p>【4 駐車場事業特別会計】</p> <p>不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。</p>	<p>当特別会計の支出項目は固定化しており、改修費用が金額的に突出していることには変わりはないが、より効率的な執行に努めることとしている。【措置済】</p>	土木建築部道路管理課
監査意見	<p>【5 宜野湾港整備事業特別会計】</p> <p>不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。</p>	<p>不用額が多額となった原因は、入札不調により事業の再精査等に時間を要したことで年度内完了が見込めなかったためである。</p> <p>今後は、予算積算の精査、不用額の他業務への流用等適切な予算執行に努める。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】</p> <p>中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミスについて、一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。</p>	<p>本件について当課が作成した「令和4年度の歳出の取引データ」は、全ての業務を二重計上していた。</p> <p>今後は、資料提出前に複数人による確認を行う等チェック体制を強化した。【措置済】</p>	土木建築部港湾課
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業</p>	<p>本件について当課が作成した「令和4</p>	土木建築

	<p>特別会計】 中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミスについて、一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。</p>	<p>年度の歳出の取引データ」は、全ての業務を二重計上していた。 今後は、資料提出前に複数人による確認を行う等チェック体制を強化した。 【措置済】</p>	部 港湾課
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】 見積書の取得を特定の業者から取得するのではなく、できる限り多様な業者から見積書を取得することが望ましい。</p>	<p>当該業務について中城湾港新港地区付近で対応できる業者は2者しか把握できておらず、当該2者から見積書を取得している。 今後も他に対応可能な者がいないか情報収集に努め、多様な業者から見積書を取得するよう努める。【措置済】</p>	土木建築部 港湾課
監査意見	<p>【6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計】 請求書に日付の記載がない場合、正当性や取引時期が不明確となるため、会計処理の正確性を保つことができない。よって、日付のない請求書に関しては、日付を入力した請求書との差し替えをされたい。</p>	<p>当該請求書については、請求日の記載がなくとも有効な請求書であると認められることから、差し替えは実施していない。 今後は日付の入力のある請求書を送付させる取扱いとする。【措置済（相違分）】</p>	土木建築部 港湾課
監査指摘	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】 産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を記載した委託契約書を締結しなければならない。</p>	<p>今後、産業廃棄物を処理する際には、産業廃棄物処理法等に基づく委託契約書を締結する。【措置済】</p>	土木建築部 港湾課
監査指摘	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】 産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならない。</p>	<p>今後、産業廃棄物を処理する際には、産業廃棄物処理法等に基づき、管理票の交付を行う。【措置済】</p>	土木建築部 港湾課

<p>監査指摘</p>	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】 産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、受託者が産業廃棄物収集運搬業者として許可を得た業者に運搬を委託しなければならない。</p>	<p>今後、産業廃棄物を処理する際には、産業廃棄物処理法等に基づき、許可された処分業者と契約を締結する。〔措置済〕</p>	<p>土木建築部港湾課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【7 中城湾港マリン・タウン特別会計】 除草業務が二重に計上されている可能性がある。データ入力ミスによる決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。</p>	<p>本件について当課が作成した「令和4年度の歳出の取引データ」は、除草業務を二重計上していた。 今後は、資料提出前に複数人による確認を行う等チェック体制を強化した。〔措置済〕</p>	<p>土木建築部港湾課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【9 母子父子寡婦福祉資金特別会計】 石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされたのは、2021（令和3）年7月12日であり、当該資料が作成されたであろう日付から1年以上が経過しているのだから、その他の資料の提出を求めずに審査がなされたのであれば「貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」の審査が適切になされているとは言いがたい。</p>	<p>意見を踏まえ、「貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか」を確認するために、申請時点での最新の根拠資料や見積書を求めるなどの対応を行うこととした。〔措置済〕</p>	<p>こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【10 林業・木材産業改善資金特別会計】 在庫管理を行わずに、「林業・木材産業改善資金のしおり（令和4年度版）」を漫然と発注することは、公金支出の方法として問題である。今後は、在庫管理を行った上で、必要な部数の発注を行うべきである。</p>	<p>在庫管理については、出先・市町村担当等に必要数の聞き取りを行った上で配布し、当課において急な配布に対応できるように予備として20部前後残るような形で発注・管理している。〔措置済（相違分）〕</p>	<p>農林水産部森林管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【15 下地島空港特別会計】 委託費の一般管理費率については、あくまで「当初予算見積基準表」にある“10/100以内”という比率が原則的</p>	<p>今後発注する委託契約において一般管理費率が10/100を超える場合には、特殊要因が存在する点や、採用する一般管理費算定方法が一般管理費率“10/100以内</p>	<p>土木建築部空港課</p>

	<p>な算定方法であり、これ以外の算定方法を採用する場合には、特殊要因が存在する点や、採用する一般管理費算定方法が一般管理費率“10/100以内”よりも実績や実情を踏まえると合理的である点を文書化した上で、予定価格積算資料に添付することを検討されたい。</p>	<p>”よりも実績や実情を踏まえると合理的である点を文書化した上で、予定価格積算資料に添付することとする。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【15 下地島空港特別会計】 当該業務の委託先は、複数年に渡って継続して県からの業務を受託している事業者であるものの、無用なリスクを回避する観点から、業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を全ての契約書へ記載するべきである。</p>	<p>全ての契約書へ、反社会的勢力を排除する条項を記載したところである。今後締結する全ての契約書についても、同様に記載する。【措置済】</p>	土木建築部空港課
監査意見	<p>【18 公債管理特別会計】 沖縄県の実質公債費率は過去5年間で7.1%~8.4%で推移しており、早期健全化基準の25%を下回っている。今後も引き続き健全な財政運営に努めていただきたい。</p>	<p>引き続き、将来負担の軽減を図る観点から、県債発行に当たっては、事業の必要性や効果等を勘案しながら適切に対応していく。【措置済】</p>	総務部財政課

【用語の定義】

監査指摘……………法令に違反し、又は著しく適切を欠くと判断され、これに係る事項について改善を求めるとされたもの

監査意見……………組織及び運営の合理化に資する観点等から、改善が望まれるとされたもの

措置済……………包括外部監査人から「監査の結果」や「意見」として改善を求められた事項について、県としてどのように取り扱うかの判断（意思決定）を行った状態にあること又は当該判断に基づき必要な手続をとった状態若しくは必要な事務を処理した状態にあること。

措置済（相違分）…措置済のうち、包括外部監査人が改善を求める意図、趣旨又は目的内容を明らかにしたうえで、その求めに応ずることによる行政上の支障若しくは弊害又は問題点を比較考慮し、当該事項の取扱いについて行政上の意思決定を行うことを含むものとする

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074